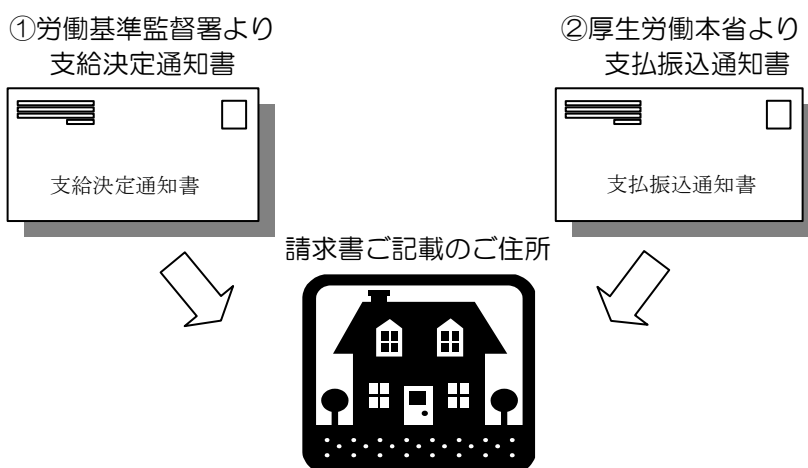


労災保険の支払を受ける皆様へ

## 労災保険給付等の振込通知書が 変わります

皆様への保険給付等の口座振込に当たっては、現在、管轄の労働基準監督署（一部の保険給付等は都道府県労働局）において手続を行っておりますが、行政事務の効率化のためシステム更改を行い、今後は、厚生労働本省において手続を行うこと（以下「本省払い化」といいます。）を予定しております。

これに伴い、現在、保険給付等の支払の際に労働基準監督署から皆様へ送付しております「支給決定・支払振込通知書」の「はがき」が変更され、労働基準監督署からは「支給決定通知書」を、厚生労働本省からは「支払振込通知書」をそれぞれ別々に、請求書に記載された住所へ送付することになります。



「支給決定通知書」とは・・・ 労災保険から支給できるかどうか、また支給できる場合は、その額をお知らせするものです。

「支払振込通知書」とは・・・ 保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするものです。

※ 本省払い化は平成 23 年 5 月以降に行う予定です。

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

詳細についてはお近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課

## 本省払い化の対象となる労災保険給付等

以下の保険給付等については、厚生労働本省において支払手続（口座振込手続）を行うこととする予定です。

- ① 療養（補償）給付たる療養の費用
- ② 休業（補償）給付
- ③ 介護（補償）給付
- ④ アフターケア通院費
- ⑤ 障害（補償）一時金
- ⑥ 遺族（補償）一時金
- ⑦ 障害（補償）年金前払一時金
- ⑧ 障害（補償）年金差額一時金
- ⑨ 遺族（補償）年金前払一時金
- ⑩ 特別遺族一時金
- ⑪ 葬祭料（葬祭給付）

ただし、受任者払い（都道府県労働局長の指名する柔道整復師等への受任者払いを除く。）、送金払い等、一部の支払方法は除きます。

詳しくは、本省（照会先）までお尋ねください。